

規制の事前評価書

法令案の名称：電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案（土地区画整理法施行令部分）

規制の名称：換地計画上特別の考慮を払うことのできる宅地の追加（土地区画整理法施行令第58条第1項第23号）

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：国土交通省都市局市街地整備課

評価実施時期：令和8年3月12日

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 新たに認定制度を創設する鉄塔等提供事業について、行政財産への地上権の設定等の公益事業特権を付与するため、関係する政令の規定を整備する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業では、換地計画において、原則として、照応の原則（区画法第89条）に則り施行地区内の従前の宅地に対する換地が定められるが、特に区画法第95条第1項各号に規定する宅地については、公益的施設の用に供する土地であることに鑑みて、換地計画上の特別の措置をとることができるとされている。当該公益的施設については、土地区画整理法施行令第58条第1項各号に定めがあるところ、第23号においては電気通信事業法に基づく認定を受けた認定電気通信事業者が認定電気通信事業の用に供する施設（光ファイバーケーブル等）が規定されている。
- ・ 今般、電気通信事業法において鉄塔等提供事業者の認定制度が創設されること、認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業の用に供する施設について、認定電気通信事業者が認定電気通信事業の用に供する施設と同様の公益性等が認められることに鑑み、その用に供する宅地について、換地計画において特別の定めをすることができる宅地の類型に追加する必要がある。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業の用に供する施設の用に供される宅地について、換地計画において特別の定めをすることができる宅地の類型に追加する必要がある。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 現行の土地区画整理法施行令第 58 条第 1 項第 23 号において、既に電気通信事業法に規定する認定電気通信事業者が認定電気通信事業の用に供する施設が規定されているところ、今回新たに電気通信事業法において追加される認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業の用に供する施設は、根拠となる法律が電気通信事業法である点、両者とも同様の認定制度を受けた者の事業の用に供する施設であるという点に鑑みて同様の性質を有し、同様の規制の緩和をなすのが適当な施設であると考えられるため、本規制案の採用が妥当である。

<その他非規制手段の検討状況>

- 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 換地計画を作成する際は、土地区画整理法第 95 条等の個別の規定による場合を除き、同法第 89 条第 1 項の規定に従って換地を定める必要がある。このため、位置、地積に特別の考慮を払い換地計画を作成することができることとするには、同法第 95 条第 1 項の適用対象とすることで、位置、地積について同法第 89 条第 1 項の適用を受けないこととするほかに手段がない。このため、規定の性質上、非規制手段の導入ではなく、本規制案の採用が妥当である。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 鉄塔等提供事業者において、鉄塔等の存する宅地の換地にあたり、減歩（土地区画整理事業の施行地区内の宅地において、公共施設用地等を生み出すために生じる面積の減少）が緩和される等特別の考慮を受けることで、鉄塔等の機能の維持が図られる。
- ・ 鉄塔等提供事業者による鉄塔等の整備等が円滑化されることにより、より効率的な携帯電話のエリアカバーの確保が促進されることが期待される。
- ・ 本制度が鉄塔等提供事業の円滑化や携帯電話のエリアカバーの確保にどの程度寄与したのかを定量的に把握することは困難であるが、事後評価の際には、総務大臣の認定を受けた鉄塔等提供事業者により整備された鉄塔等の数などにより検証を行うこととする。

4 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 施行者（非公共施行）が換地設計に要する費用等や、今般の改正の対象となる宅地に特別の考慮を払うことで、施行地区内の他の宅地の権利者に対して及ぶ影響が想定されるが、換地設計に要する費用等は現行でも要することとなっており、また、換地計画に要する費用等や、今般の改正の対象となる宅地に特別の考慮を払うことで、施行地区内の他の宅地の権利者に対して及ぶ影響については、各個別事例によるところ、一

概に顕在化する負担を算定することは困難である。

<行政費用>

- ・ 施行者が換地設計に要する費用等が想定されるが、換地設計に要する費用等は現行でも要することとなっており、かつ、施行地区の面積に影響される等、各個別事例によるところ、一概に行政費用を算定することは困難である。

<その他の負担>

- ・ 現時点で想定されるその他の負担はない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他
(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 本改正内容については、特段なし。
- ・ その他、既存の電気通信事業者では土地等を借り入れられるものが、鉄塔等提供事業者は認定電気通信事業者ではなく公益事業特権を有しないため借り入れることができないケースが生じている。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会 公正競争ワーキンググループ (令和6年3月14日開催)

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.soumu.go.jp/main_content/000951419.pdf

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 施行後3年を目途として改正政令の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案（首都圏近郊緑地保全法部分、近畿圏の保全区域の整備に関する法律部分、都市緑地法部分）

規制の名称：近郊緑地保全区域及び緑地保全地域における行為の届出等の適用除外（首都圏近郊緑地保全法施行令第3条第21号、近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令第6条第21号、都市緑地法施行令第3条第24号）

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：国土交通省都市局都市環境課、公園緑地・景観課

評価実施時期：令和8年3月12日

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)	<u>ii</u>
(該当理由)	<ul style="list-style-type: none"> 今般の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の改正に伴う首都圏近郊緑地保全法施行令、近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令、都市緑地法施行令改正によって、顕在化する負担及び行政費用は発生しないため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 新たに認定制度を創設する鉄塔等提供事業について、行政財産への地上権の設定等の公益事業特権を付与するため、関係する政令の規定を整備する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 首都圏近郊緑地保全法第7条第1項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第8条第1項及び都市緑地法第8条第1項の規定により、近郊緑地保全区域及び緑地保全地域内において一定の行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事にその旨を届け出なければならないこととされている。また、都市緑地法第14条第1項は、特別緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築、増築等の行為には都道府県知事等の許可を必要としている。ただし、例外として、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして政令で定めるもの等は当該届出等を要しないものとしている。
- ・ 今般の鉄塔等提供事業者の認定制度の創設に伴い、認定鉄塔等提供事業者が行う認定鉄塔等提供事業の用に供する設備の設置又は管理に係る行為について、その公益性等に鑑み、高さの制限なく都道府県知事等への届出等が免除される行為として追加する必要がある。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 認定鉄塔等提供事業者が行う認定鉄塔等提供事業の用に供する設備の設置又は管理に係る行為について、高さの制限なく都道府県知事等への届出等が免除される行為として追加する。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 鉄塔等提供事業者において、届出に係る資料作成等の作業負担が軽減される。
- ・ 鉄塔等提供事業者による鉄塔等の整備が円滑化されることにより、より効率的な携帯電話のエリアカバーの確保が促進されることが期待される。
- ・ 本制度が鉄塔等提供事業の円滑化や携帯電話のエリアカバーの確保にどの程度寄与したのかを定量的に把握することは困難であるが、事後評価の際には、総務大臣の認定を受けた鉄塔等提供事業者により整備された鉄塔等の数などにより検証を行うこととする。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 現時点で想定される負担はない。

<行政費用>

- ・ 現時点で想定される行政費用はない。

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他
(具体の理由：)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 本改正内容については、特段なし。
- ・ その他、既存の電気通信事業者では土地等を借り入れられるものが、鉄塔等提供事業者は認定電気通信事業者ではなく公益事業特権を有しないため借り入れることができないケースが生じている。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会 公正競争ワーキンググループ（令和6年3月14日開催）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ https://www.soumu.go.jp/main_content/000951419.pdf

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・ 施行後3年を目途として改正法の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。